

身体障害者障害程度等級表

級別	視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能、言語機能又はそれと併せての障害	肢 体			自 由			心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害					
		聴覚障害	平衡機能障害		上肢機能障害	下肢機能障害	体幹機能障害	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害		心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害
								上肢機能障害	下肢機能障害							
1級	視力の良い方の視力の視力(万画式視力表)によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力によって測ったものをいう。以下同じ。)の和が0.01以下のもの				1 両上肢の機能を全廃したものの 2 両上肢を手関節以上で欠くもの	1 両下肢の機能を全廃したものの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	1 体幹の機能障害により歩行が不可能なものであるもの 2 不随意運動・失調等により日常生活動作がほとんど不可能なものであるもの	1 不随意運動・失調等により日常生活動作がほとんど不可能なものであるもの 2 不随意運動・失調等により歩行が不可能なものであるもの	心臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの じん臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの 呼吸器の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの ぼうこう又は直腸の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの 小腸の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なものであるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なものであるもの					
2級	1 視力の良い方の視力の視力が0.02以上0.03以下のもの 2 視力の良い方の視力の視力が0.04以下かつ他方の視力の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度(Ⅰノ四視標による。以下同じ。)の総和が左右眼それぞれ八〇度以下かつ両眼中心視野角度(Ⅰノ二視標による。以下同じ。)が二八度以下のもの 4 両眼開放視野点数が七〇点以下かつ両眼中心視野視野点数が二〇点以下のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの(両耳全ろう)			1 両上肢の機能を著しい障害 2 両上肢のすべての指を欠くもの 3 一上肢を上肢の2分の1以上欠くもの 4 一上肢の機能を全廃したものの	1 両下肢の機能を著しい障害 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	1 体幹の機能障害により歩行が困難なものであるもの 2 体幹の機能障害により歩行が困難なものであるもの	1 不随意運動・失調等により日常生活動作が著しく制限されるもの 2 不随意運動・失調等により歩行が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの じん臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの 呼吸器の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの ぼうこう又は直腸の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの 小腸の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの					
3級	1 視力の良い方の視力の視力が0.04以上0.07以下のもの(二級に該当するものを除く。) 2 視力の良い方の視力の視力が0.08以下かつ他方の視力の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ八〇度以下かつ両眼中心視野角度が五六度以下のもの 4 両眼開放視野点数が七〇点以下かつ両眼中心視野視野点数が四〇点以下のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ90デシベル以上のもの(耳介に挿しなれば大音量を理解し得ないもの)	平衡機能の著しい障害	音声機能、言語機能又はそれと併せての障害	1 両上肢の親指及び人差し指を欠くもの 2 両上肢の親指及び人差し指の機能を全廃したものの 3 一上肢の機能を著しい障害 4 一上肢のすべての指を欠くもの 5 一上肢のすべての指の機能を全廃したものの	1 両下肢をショウロ一関節以上で欠くもの 2 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3 一下肢の機能を全廃したものの	1 体幹の機能障害により歩行が困難なものであるもの 2 不随意運動・失調等により日常生活動作が著しく制限されるもの 3 不随意運動・失調等により日常生活動作が著しく制限されるもの	1 不随意運動・失調等により日常生活動作が著しく制限されるもの 2 不随意運動・失調等により日常生活動作が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの じん臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの 呼吸器の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの ぼうこう又は直腸の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの 小腸の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く)	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く)					
4級	1 視力の良い方の視力の視力が0.08以上0.1以下のもの(三級に該当するものを除く。) 2 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ八〇度以下のもの 3 両眼開放視野点数が七〇点以下のもの	1 両耳の聴力レベルがそれぞれ80デシベル以上のもの(耳介に挿しなれば話声を理解し得ないもの) 2 両耳による普通話音声の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの		音声機能、言語機能又はそれと併せての著しい障害	1 両上肢の親指を欠くもの 2 両上肢の親指の機能を全廃したものの 3 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したものの 4 一上肢の親指及び人差し指を欠くもの 5 一上肢の親指及び人差し指の機能を全廃したものの 6 親指又は人差し指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7 親指又は人差し指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したものの 8 親指又は人差し指を含めて一上肢の四指の機能を著しい障害	1 両下肢のすべての指を欠くもの 2 両下肢のすべての指の機能を全廃したものの 3 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 4 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したものの 5 一下肢の股関節又は膝関節の機能を著しい障害 6 一下肢の足関節の機能を全廃したものの 7 一下肢が健側に比べて5センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの	1 体幹の機能障害により歩行が困難なものであるもの 2 不随意運動・失調等により日常生活動作が著しく制限されるもの 3 不随意運動・失調等により日常生活動作が著しく制限されるもの	1 不随意運動・失調等により日常生活動作が著しく制限されるもの 2 不随意運動・失調等により日常生活動作が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの じん臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの 呼吸器の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの ぼうこう又は直腸の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの 小腸の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの					
5級	1 視力の良い方の視力の視力が0.1以下かつ他方の視力の視力が0.2以下かつ二つ以上の視野の二分の一以上が欠けているもの 2 両眼による視野の二分の一以上が欠けているもの 3 両眼中心視野角度が五六度以下のもの 4 両眼開放視野点数が七〇点を超えかつ一〇〇点以下のもの 5 両眼中心視野視野点数が四〇点以下のもの		平衡機能の著しい障害		1 一上肢の親指の機能を著しい障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を著しい障害 3 一上肢の親指を欠くもの 4 一上肢の親指の機能を全廃したものの 5 一上肢の親指及び人差し指の機能を著しい障害 6 親指又は人差し指を含めて、一上肢の三指の機能を著しい障害	1 一下肢の股関節又は膝関節の機能を著しい障害 2 一下肢の足関節の機能を著しい障害 3 一下肢が健側に比べて5センチメートル以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの	1 体幹の機能障害により歩行が困難なものであるもの 2 不随意運動・失調等により日常生活動作が著しく制限されるもの 3 不随意運動・失調等により日常生活動作が著しく制限されるもの	1 不随意運動・失調等により日常生活動作が著しく制限されるもの 2 不随意運動・失調等により日常生活動作が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの じん臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの 呼吸器の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの ぼうこう又は直腸の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの 小腸の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの					
6級	視力の良い方の視力の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の視力の視力が0.2以下のもの	1 両耳の聴力レベルがそれぞれ70デシベル以上のもの(耳介に挿しなれば話声を理解し得ないもの) 2 一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの			1 一上肢の親指の機能を著しい障害 2 人差し指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3 人差し指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したものの	1 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2 一下肢の足関節の機能を著しい障害	1 体幹の不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの 2 不随意運動・失調等による上肢の機能の劣るもの	1 不随意運動・失調等による上肢の機能の劣るもの 2 不随意運動・失調等による移動機能の劣るもの	心臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの じん臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの 呼吸器の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの ぼうこう又は直腸の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの 小腸の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの					
7級					1 一上肢の機能を著しい障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3 一上肢の手指の機能の軽度の障害 4 人差し指を含めて一上肢の二指の機能を著しい障害 5 一上肢の中指、薬指及び小指を欠くもの 6 一上肢の中指、薬指及び小指の機能を全廃したものの	1 両下肢のすべての指の機能を著しい障害 2 一下肢の機能の軽度の障害 3 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4 一下肢のすべての指を欠くもの 5 一下肢のすべての指の機能を全廃したものの 6 一下肢が健側に比べて3センチメートル以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの	1 体幹の不随意運動・失調等によるもの 2 体幹の不随意運動・失調等によるもの	1 体幹の不随意運動・失調等によるもの 2 体幹の不随意運動・失調等によるもの	心臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの じん臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの 呼吸器の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの ぼうこう又は直腸の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの 小腸の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの					
備考	<p>1 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、1級上の級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定されているものは、該当等級とする。</p> <p>2 肢体不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は、6級とする。</p> <p>3 異なる等級について2以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上の級とすることができる。</p> <p>4 「指を欠くもの」とは、親指については指骨関節部、その他の指については第一指骨関節部以上を欠くものをいう。</p> <p>5 「指の機能障害」とは、中手指関節部以下の障害をいい、親指については、対抗運動障害をも含むものとする。</p> <p>6 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長(上肢においては腋窩より、下肢においては坐骨結節の高さより計算したもの)をもって計測したものをいう。</p> <p>7 下肢の長さは、前脛骨棘より内くるが下端までを計測したものをいう。</p>															